

役員等費用及び報酬支払規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人博光会 定款第8条に規定する評議員、第21条に規定する理事及び監事に対する報酬等の支払いに関して規程を定めることにより、円滑な本法人運営に資することを目的とする。

(費用項目)

第2条 前条に規定する費用等支払の内訳は次に定める項目とする。

- ア. 日当
- イ. 旅費
- ウ. 勤務報酬

(費用支払額)

第3条 前条アとイにおける費用等の支払い額は、以下を基準とし、理事長が決定する。

- ア. 日当 10,000 円/日
- イ. 旅費 実費額

(勤務報酬等)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、理事長がこれを定め、理事会が承認した勤務報酬及び用務に要した旅費(実費額)その他費用(実費額)を支払うことができる。

(附 則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。